

広聴部会

日時 令和5年2月17日(金) 午後 時 分～
場所 第3委員会室

1 副部会長の互選について

2 申し送り事項について

3 令和5年度の活動計画(案)について

4 その他

第17期からの申し送り事項

< 広聴部会 >

- (小・中・高) 各学校との意見交換会「議員さんと話そう会」を実施し、子どもたちと交流する機会をしっかりと増やしていく。
- 自治会や団体等とのわがまちトークに加えて、区レベルや小さなコミュニティ、サークル等を含めてコミュニケーションを取れる機会をつくっていく。
- さらに開かれた議会として市民に見近に感じていただくために、夏休みなど長期休業期間に市民の議場見学会を実施する。(議会運営委員会より)
- 重要な案件や採決が拮抗した際には、議会報告会を開催する。(議会運営委員会より)
- わがまちトークを再開する際には、ファシリテーターとしての心構えや留意事項等を広報広聴会議で整理して示していく。(議会運営委員会より)

広聴部会 活動計画（案）

亀岡市議会基本条例に基づき、広聴部会として活動を行う。

【亀岡市議会基本条例】

（議会報告会等）

第8条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。

2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

1 議会報告会

必要に応じて開催する。

2 わがまちトーク（自治会、団体等）

開催希望の募集を行い、希望のあった自治会や団体と日程・テーマ等の調整を行い、実施する。

※その他（コミュニティ、サークル等）とも交流する機会をつくる。

3 議員さんと話そう会

（小・中・高）各学校とテーマを決め、子どもたちと意見交換を行う。

4 議場見学会

長期休業期間に議場見学会を実施し、市民に議会を身近に感じていただく機会とする。